

議第 4 号

山形県文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について

山形県文化財保護条例（昭和 30 年 8 月県条例第 27 号）第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県指定天然記念物の指定を解除する。

名 称	員数	所有者	所有者の住所
東法田の大アカマツ	1	最上町	最上郡最上町大字向町 644

提 案 理 由


山形県指定天然記念物東法田大アカマツについて、枯死により天然記念物の価値を失ったことから指定を解除するため提案するものである。

令和元年 11 月 27 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

県指定文化財の指定解除に対する意見

種 別	天然記念物
名 称	東法田の大アカマツ
所 在 地	最上郡最上町大字東法田字東山850-2
所有者（保持者）の住所 （団体の場合は所在地） ・氏名（団体の場合は 名称及び代表者氏名）	住所 山形県最上郡最上町大字向町644 所有者 最上町
意 見	<p>今更、県指定文化財の指定解除が検討されている「東法田の大アカマツ」は、主幹A、B、Cのうち主幹Cについては平成28年の段階で完全に枯死しており、主幹Bについても平成30年5月には葉の褐変が見られはじめ、主幹Aについても令和元年には葉が褐変し、主幹BとAには枯れたマツにいち早く出現するヒトクダゲケも見られている。平成30年に行われたマツノザイゼンチュウのLNA判定検査結果では、どの幹からもマツノザイゼンチュウは検出されなかったが、症状としてはマツ枯れ（年越し枯れ）の可能性が高いと考えられ、回復の見込みは低く、周辺のマツへの影響を考慮すると早急に伐採する必要があり、指定解除はやむを得ないものと考え</p> <p>る。</p> <p>DNA判定検査については、「寒い地域で感染後に年を越して枯れた場合（年越し枯れ：年明けから5、6月ごろまでに枯れた木）、線虫は検出されにくい傾向があります（全身に線虫が蔓延・拡散せず、一部に局在したままになるため）。</p> <p>https://www.nippongene.com/keass/products/lamy-kit/pine/pine.htmlとあり、寒冷地である東北地方のマツでは、マツ枯れに感染したマツであっても年越し枯れのため線虫が検出されなかった可能性もあると考え</p> <p>ます。</p>
作成年月日及び作成者氏名 印	<p>令和 1 年 9 月 20 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 松本 佐和子 </p>

令和元年 9 月 6 日

山形県教育委員会 殿

最上郡最上町大字向町 644 番地

最上町長 高橋 重美



滅失き損等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

種別名称	県指定天然記念物 東法田の大アカマツ
滅失、き損、衰亡、亡失、盗難、(以下「滅失、き損等」という)の事実の生じた日時・場所及び当時の管理状況	<p>日時：令和元年 8 月 枯死</p> <p>場所：最上郡最上町大字東法田字東山 850-2</p> <p>管理：</p> <p>(毎年) 地元専門業者に依頼し、マツ材線虫病の媒介者であるマツノマダラカミキリが活発化する時期に合わせた薬剤散布を実施している。</p> <p>(H28) グリーンガードエイト注入による松枯れ対策の強化</p> <p>(H29) 支障木伐採による日照環境の改善</p> <p>(H30) 5月に急激な赤変があり、緊急松枯れ検査を実施するが結果は陰性。異変が顕著な大枝を切除し、キノンドー及びベンレート水和剤の交互散布実施(冬期間以外)</p> <p>(R 1) 5月から6月にかけてアカマツ樹冠全体が赤変する。昨年同様の検査を実施。結果は陰性であったが、現状から危機的状況であることに変わりはなく、8月の現地指導で回復の見込みはないとの診断を受ける。</p>
滅失、き損等の原因	衰弱の原因は特定できていない。検査結果を受けてマツ材線虫病には極めて高い確率で感染していないと考えており、その他様々な環境的要因等が重なって現状に至ったと推測する。
県指定有形文化財・県指定有形民俗文化財がき損した場合はその箇所及び程度	アカマツ全体の枯死。樹勢回復に向けた措置を継続してきたが功を奏せず、赤変した葉については再生することなく枯れ落ちていき、その影響は今や樹冠全体に及んでいる。幹には枯死した幹に出現するとされるヒトクチタケも多数確認された。
県指定史跡名勝天然記念物がき損した阿合はその保存上受ける影響	本町における貴重な観光資源として大きく貢献した「日本一のアカマツ」という名称使用が今後できなくなる。今回の枯死に伴いすぐに倒木の危険性はないと思われるが、マツ材線虫病を媒介する害虫マツノマダラカミキリにとっては格好の産卵対象となる。その個体数拡大の拠点になることを防止するため、年度内における当該樹木伐採について早急に検討を進める必要がある。

指定文化財保護指導報告書（専門担当用）

さきに依頼のありました指定文化財について調査指導したところ、その状況は下記のとおりでしたので報告します。

令和 1 年 8 月 6 日

山形県文化財保護指導委員

氏名 三森 和裕



文化財・生涯学習課長 殿

記

調査指導 対象文化財	種別・名称	県指定天然記念物 東法田の大アカマツ
	指定年月日	平成5年12月3日 指定
	所在の場所	山形県最上郡最上町大字東法田 850-2
	所有者・管理者 住所氏名	最上町
調査指導年月日		令和元年8月5日（月）
指定文化財の 現況・問題点	<p>経過</p> <p>① 主幹 C はかなり以前に枯れた。</p> <p>② 主幹 B は昨年枯れたが、A は緑葉がついていた。ザイセンチュウ検査の結果は陰性であった。</p> <p>③ 今年に入り、急激に主幹 A も枯れた。</p>	

<p>所有者氏名住所</p> <p>希望事項</p>	<p>最上町</p> <p>近年、枯れが進んでおり、今後の維持管理についてのご指導をいただきたい。</p>
<p>管理人氏名住所</p> <p>希望事項</p>	<p>所有者に同じ</p>
<p>委員の意見</p> <p>問題点</p> <p>今後の対策</p>	<p>1：現況</p> <p>① 樹体全体が枯損状態である。</p> <p>② 主幹A・Bにはヒトクチタケが出現している。</p> <p>③ 主幹Cは、全体が腐朽し皮が剥離している。</p> <p>④ 主幹地際部は、腐朽が進んでいる。 (A. B. Cの位置は写真参照)</p> <p>2：問題点</p> <p>① 再生の見込みはない。</p> <p>3：今後の対策</p> <p>① 台風や積雪などにより、主幹の倒木が想定される。伐採処理などを行い安全対策を施す。</p> <p>②自然淘汰にまかせない。周辺環境保全にも留意する。</p>

写真・地図等



- ① 主幹 左から A・B・C (西面から東面を見る)
- ② すべての幹部が枯損状態



- ① 上部から見たところ。
左から主幹 C・B・A
(東面から西面を見る)



地際部
腐朽が進んでいる



菌類：ヒトクチタケ
が出現している。

ヒトクチタケはマツ
が枯れていち早く出
現するキノコ。

遠景からの全景

枯れあがっている



山形県教育委員会
教育長 菅間 裕晃 殿

山形県文化財保護審議会
会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定、山形県指定史跡の統合・追加指定・名称変更
並びに山形県指定天然記念物の指定解除について（答申）

令和元年 10 月 8 日付け文生第 1059 号で諮問ありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
彫刻の部	木造如来立像(1)	1	大聖寺	東置賜郡高畠町大字亀岡 4028-1
	木造如来立像(2)	1	同 上	同 上
	木造不動明王立像	1	同 上	同 上

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

第2号 県指定史跡の統合・追加指定・名称変更

(旧) 表の2件に別表墓石を追加し、(新) 表のとおり、指定範囲が広がるとともに、史跡の名称を変更し、統合して1件とする。

(新)

種 別	名 称	員数	面積	所 有 者	所有者の住所
史跡の部	林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所	1	9892.22 m ²	林泉寺	米沢市林泉寺1丁目2-3

(旧)

種 別	名 称	員数	面積	所 有 者	所有者の住所
史跡の部	直江兼統夫妻の墓	1	165.28 m ²	林泉寺	米沢市林泉寺1丁目2-3
	武田大膳太夫信清の墓	1	33.05 m ²	林泉寺	米沢市林泉寺1丁目2-3

意 見 山形県指定史跡の統合・追加指定・名称変更することが適当である。

第3号 県指定天然記念物の指定解除

種別	名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
天然記念物の部	東法田の大アカマツ	1	最上町	最上郡最上町大字向町 644

意 見 山形県指定天然記念物の指定の解除することが適当である。